

連載 千座の置き戸（ちくらのおきど）

第二百二十六回 真正護憲論のあゆみ（その十六）

南出喜久治（令和5年8月15日記す）

かがみにて なほまがあかし ききさばき たまでつつみて つるぎでわかつ
(鏡にて直禍明かし效裁き(真正護憲論)勾玉で包みて(講和條約説)剣で辨つ(無効宣言、破棄通告))

真正護憲論に対する素朴な質問として、占領憲法が憲法として無効になれば、占領憲法に基づいて制定された法律や政令、条例などの他に、行政処分は判決など、一切のものが無効になつて、大混乱が起こるのではないかといふものです。

つまり、真正護憲論は、これまでの法体系や法秩序を否定するのではないかといふ疑問です。これは、法的安定性についての疑問であり、極めて重要な指摘なので、このことについてお答へします。

一般に、憲法、条約、法律、命令の順で規範の段階的な授権の序列があります。占領憲法は、帝國憲法の改正としては無効であつても、講和大権に基づいて憲法条項を改正しやうとした条約ですから、一般の条約大権に基づいて締結された一般条約とは異なります。

それゆゑ、帝國憲法の根本規範に抵触しない限りその効力が認められると解釈することも可能です。その意味では、占領憲法は、一般条約ではなく、憲法的条約と言つてもよいと思ひます。その結果、帝國憲法、占領憲法（憲法的条約）、一般条約、法律、命令の段階的序列となります。

そして、帝國憲法の根本規範に抵触しない限り、占領憲法に基づく法律も有効であり、その実施が直ちに否定されることはありません。

なぜならば、帝國憲法第76条第1項には、「法律規則命令又ハ何等ノ名稱ヲ用ヰタルニ拘ラス此ノ憲法ニ矛盾セサル現行ノ法令ハ總テ遵由ノ效力ヲ有ス」とあるからです。また、刑法、民法、商法など殆どの基本的な法律は帝國憲法下で成立してゐるものであり、その後に成立したり改正したりした法令についても帝國憲法に適合するものが大半ですから、国民の既得権が否定されたり、判決や処分などが突然に覆つたりすることもありません。

また、帝國憲法の復原は、既得権を覆すためになされるものではなく、その時代に対応して当然に勅命による正式な改正がなされるはずでありますから、仮に帝國憲法に抵触す

る処分や判決であつても、復原とその後の改正に至る過程において、きめ細やかな経過措置に関する法令の制定と運用がなされればよいのであり、国民生活に混乱が生ずることは絶対にありません。法的安定性が守られなければ、それは革命であり、そのやうな見解は革命思想に他ならないのです。真正護憲論は、この法的安定性を重視して構築された理論であることを理解していただく必要があります。

この点において、真正護憲論とは異なる、いはゆる旧無効論は、占領憲法の全否定ですから、法的安定性を否定します。仮に、それが理論的に正しいものであつたとしても、法的安定性を全否定するのは、革命であり、法律学自体を否定することと同じだからです。

真正護憲論は新無効論とも呼ばれます、旧無効論と決定的な違ひは、法的安定性を否定するか否かなのです。

旧無効論は、占領憲法は憲法としても無効であり、その他の法令としても一切無効であるとする絶対無効論です。そのために、旧無効論は、革命思想だと批判されてきました。法的安定性を否定するのが革命思想だからです。

昭和 20 年 6 月 8 日、御前会議においてなされた、「聖戦完遂」、「國體護持」、「皇土保衛」の国策決定は、未だ取り消されてはゐません。このことに依拠した国家再生の理論が真正護憲論なのです。

ところが、伝統保守といふ正統性に起源を持つ多くの占領憲法無効論が、これと真逆の革命思想である法的安定性の否定となる結論に陥つてゐるのは大きな矛盾です。

法的安定性を守り、帝國憲法体系と異なる法令、処分、判決などは、時間をかけて是正して行くのが伝統保守の取るべき道なのです。これしか道はないのです。

そして、真正護憲論に基づいて、正統な憲法秩序を回復するには、たどり来し道を引き返すことになります。それは、帝國憲法第 8 条の緊急勅令によることになります。

帝國憲法第 8 条は、

「天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避ケル爲緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ敕令ヲ發ス

此ノ敕令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若議會ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ將來ニ向テ其ノ效力ヲ失フコトヲ公布スヘシ」

といふものであり、これがポツダム宣言を受諾し、降伏文書に調印した後に、占領政策を受容するために緊急勅令が発せられて占領時代の長いトンネルに入つたのです。そして、そのトンネルの出口において、緊急勅令が取り消されのです。つまり、緊急勅令が存在したために、占領政策が国際法、国内法との整合性を保つことができたのです。

ですから、我が国が再生するためには、再び緊急勅令が発令される必要があるのです。その具体的な手順については、またの機会に述べますが、以下においては、その手順を述べる前において、正統憲法秩序を復元するための基本的なことについて説明します。

そもそも、占領憲法を有効であると追認する場合は、帝國憲法の改正手続に基づいて行はなければなりませんが、これまでその追認がなかつたことは前に述べたとほりです。

そして、これを無効であると確認の決議をする場合は、衆参両議院で占領憲法の無効確認決議をすればよいのです。無効確認宣言は改正ではありませんので、勿論のこと、占領憲法の改正手続による必要はありません。通常の国会における過半数による決議で充分です。

このことは、安倍晋三も同じことを発言しました。

そして、この無効確認決議とともに、昭和 23 年 6 月 19 日に衆参両議院で行はれた「教育勅語失効排除決議」の「無効撤回決議」を行なひ、教育勅語を含む「正統憲法」は復原されねばなりません。さらに、平成 7 年 6 月 9 日に衆議院で行はれた「戦争謝罪決議」や同年 8 月 15 日の「村山首相談話」も同時に取り消されなければならないことは当然です。

ところで、占領憲法の「改正」を主張することは、占領憲法が「有効」であることを前提としますので、我々は絶対に「改正」を主張しません。改正論は、その改正手続の厳格性からして、現実的ではなく、いはば敗北主義と言ふべきであることに加へて、占領憲法を「有効」とする点からして、我々は、この改正論に対しても徹底した批判を怠りません。あくまでも占領憲法の無効宣言決議を推進します。

これについては、地方議会ではありますが、画期的な先例があります。それは、昭和 44 年 8 月 1 日に、占領憲法の無効を宣言し、「大日本帝國憲法復原決議」を可決した岡山県奈義町の町議会の大快挙であります。

このやうな決議を全国津津浦々の地方議会で行ひ、また、各国民集会で同様の決議を積み重ね、地方から中央へと、占領憲法と東京裁判の排除と無効の宣言を行ふ「祓庭復憲」運動を波及させることです。

さうすれば、5月3日の憲法記念日を廃止し、この日を国辱の日と銘記するときが必ず
来ます。そして、4月28日を「（半）独立回復記念日」とし、また、国会で占領憲法無効
確認決議による正統憲法の復原と、東京裁判無効宣言決議による戦犯者汚名回復措置を行
った日を「祓庭復憲記念日」としてお祝ひできることになります。